

■ 各項目の修正点

網掛けされている修正点は、評価軸の修正によって、同一の評価軸に属するすべての調査項目に共通して適用された修正（8 ページまでで説明されている修正箇所）。網掛けがされていない修正点は、それぞれの調査項目に固有の修正箇所。なお、特記事項の例の差し替えや、微細な修正は本表には含んでいない。また、定義上の意味は大きく変わらないものの、表現を一部差し替えたもの（例：著しく逸脱した行動→不適当な行動）や、より詳しく解説を付したものなどについては、ここでは取り上げていない。

第1群（身体機能・起居動作）

	再改正前	再改正後
1-1：麻痺等（上肢）	図示とともに、確認方法として「前方に腕（上肢）を肩の高さまで挙上する」。	図示とともに、確認方法として「前方に腕（上肢）を肩の高さまで自分で挙上し、 <u>静止した状態で保持できるか確認する</u> 」。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。
1-1：麻痺等（下肢）	図示とともに、「膝を伸ばす動作により下肢を挙上できるかを確認する。脚の持ち上げを確認する調査項目であり、挙上した脚が完全に伸展する必要はない。	（図示とともに）膝を伸ばす動作により下肢を水平位置まで自分で挙上し、静止した状態で保持できるかを確認する（股・膝関節屈曲位での膝関節の伸展）。床に対して、水平に足を挙上できるかどうかについて確認する。具体的には、踵と膝関節（の屈側）を結ぶ線が床と平行になる高さまで挙上し静止した状態で保持できることを確認する。また、椅子で試行する場合は、大腿部が椅子から離れないことを条件とする。仰向けで試行する場合は、枕等から大腿部が離れないことを条件とする。 なお、膝関節に拘縮があるといった理由や下肢や膝関節等の生理学的な理由等で膝関節の完全な伸展そのものが困難であることによって水平に足を挙上できない（仰向けの場合には、足を完全に伸ばせない）場合には、 <u>他動的に最大限動かせる高さ（可動域制限のない範囲内）まで、挙上することができ、静止した状態で保持できれば「なし」とし、できなければ「あり」とする</u> 。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。
1-1：麻痺等（その他）	四肢の欠損がある場合にのみ選択。	いずれかの四肢の一部（手指・足趾を含む）に欠損がある場合は「6.その他」を選択する。 <u>上肢・下肢以外に麻痺等がある場合「6.その他」を選択する</u> 。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。
1-2：拘縮（肩関節）	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。
1-2：拘縮（股関節）	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。
1-2：拘縮（膝関節）	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。

1-2：拘縮 (その他)	四肢の欠損がある場合にのみ選択。	いずれかの四肢の一部(手指・足趾を含む)に欠損がある場合は「5.その他」を選択する。 肩関節、股関節、膝関節以外について、他動的に動かし際に拘縮や可動域の制限がある場合は、「5.その他」を選択する。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
1-3：寝返り	(一度起き上がってから寝返りを行う場合) 規定なし (自分の体の一部を挿んで寝返りを行う場合) 規定なし	一度起き上がってから体の方向を変える行為は、寝返りとは考えない。 自分の体の一部(膝の裏や寝巻きなど)を挿んで寝返りを行う場合(挿まないといけない場合は「2.何かにつかまればできる」を選択する。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
1-4： 起き上がり	自分の膝の裏をつかんで、反動を付けて起き上がる場合は、「1.つかまらないでできる」を選択する。	自分の膝の裏をつかんで、反動を付けて起き上がる場合等、自分の体の一部を支えにしてできる場合(支えにしないと起き上がれない場合は「2.何かにつかまればできる」を選択する。 体を支える目的で手や肘でふとんにしっかりと加重して起き上がる場合(加重しないと起き上がれない場合は「2.何かにつかまればできる」を選択する。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
1-5：座位保持	座位の状態を1分間程度保持できるかどうかの能力大腿部(膝の上)に手で支えて座位保持ができている場合は、「1.できる」を選択する。	座位の状態を10分間程度保持できるかどうかの能力大腿部(膝の上)に手で支えてしっかりと加重して座位保持をしている場合等、自分の体の一部を支えにしてできる場合(加重しないと座位保持できない場合は「2.自分の手で支えればできる」を選択する。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
1-6： 両足での 立位保持	自分の体の一部を支えにして立位保持する場合や、体を支える目的でテーブルや椅子の肘掛等にしっかりと加重して立位保持する場合は「1.支えなしでできる」を選択する。	自分の体の一部を支えにして立位保持する場合や、体を支える目的でテーブルや椅子の肘掛等にしっかりと加重して立位保持する場合(加重しないと立位保持できない場合は「2.何か支えがあればできる」を選択する。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
1-7：歩行	膝につかまるなど、自分の体につかまり歩行する場合は、「1.つかまらないでできる」を選択する。(異なった選択が生じやすい点に記載あり)	膝につかまるなど、自分の体につかまり歩行する場合は、「2.何かにつかまればできる」を選択する。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
1-8： 立ち上がり	自分の体の一部を支えにして立ち上がる場合は「1.つかまらないでできる」を選択する。(異なった選択が生じやすい点に記載あり)	自分の体の一部を支えにして立ち上がる場合や、習慣的ではなく体を支える目的でテーブルや椅子の肘掛等にしっかりと加重して立ち上がる場合(加重しないと立ち上がれない場合は「2.何かにつかまればできる」を選択する。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
1-9： 片足での立位	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
1-10：洗身	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>

	実を特記事項に記載する。	
1-11 : つめ切り	一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。	一定期間（調査日より概ね過去1か月）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。
	（調査対象の行為自体が発生しない場合）「1.介助されていない」を選択する。	四肢の全指を切断している等、つめがない場合は、四肢の清拭等の状況で代替して評価する。
	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。
1-12 : 視力	視野狭窄の視覚に関する障害については「特記事項」に記載する（選択基準に含まない）	広い意味での視力を問う質問であり、視野狭窄・視野欠損等も含まれる（選択基準を含む）
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、実際に行ってもらった状況で選択。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、より頻回な状況で選択。
1-13 : 聴力	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、実際に行ってもらった状況で選択。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、より頻回な状況で選択。

第2群（生活機能）

	再改正前	再改正後
2-1 : 移乗	（調査対象の行為自体が発生しない場合）「1.介助されていない」を選択する。	寝たきり状態などで、「移乗」の機会が全くない場合は、「(1)調査項目の定義」で規定されるような行為が生じた場合を想定し適切な介助の方法を選択し、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。
	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。
2-2 : 移動	（調査対象の行為自体が発生しない場合）「1.介助されていない」を選択する。	寝たきり状態などで、「移動」の機会が全くない場合は、「(1)調査項目の定義」で規定されるような行為が生じた場合を想定して適切な介助の方法を選択し、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。
	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。
2-4 : 食事摂取	小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる等（厨房・食卓は問わない）、食べやすくするための介助は含まない。	一部介助の定義として：「食卓で小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる等、食べやすくするための介助や、スプーン等に食べ物を乗せる介助が行われている場合も含む。」
	中心静脈栄養：「1.介助されていない」を選択 実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	中心静脈栄養：「4.全介助」を選択 実際に行われている介助が、不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。
2-5 : 排尿	（トイレに誘導するための「確認」「指示」「声かけ」がある場合）規定なし	トイレに誘導するための「確認」「指示」「声かけ」は、「2.見守り等」として評価する。
	使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、直後の清掃ではないため、含まれない。	使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、排尿の直後であるかどうかや、回数に関わら

		ず「 <u>排尿後の後始末</u> 」として評価する。
	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
2-6：排便	(トイレに誘導するための「確認」「指示」「声かけ」がある場合) <u>規定なし</u>	トイレに誘導するための「確認」「指示」「声かけ」は、「 <u>2.見守り等</u> 」として評価する。
	使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、直後の清掃ではないため、 <u>含まれない</u> 。	使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、排便の直後であるかどうかや、 <u>回数に関わらず「排便後の後始末」</u> として評価する。
	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
2-7：口腔清潔	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
2-8：洗顔	(調査対象の行為自体が発生しない場合)「 <u>1.介助されていない</u> 」を選択する。	「洗顔」を行う習慣がない等の場合は、入浴後に顔をタオル等で拭く介助や、ベッド上で顔を拭く行為などの類似行為で代替して評価する。通常の洗顔行為がある場合は、これらの行為を評価対象には含まない。
	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
2-9：整髪	(調査対象の行為自体が発生しない場合)「 <u>1.介助されていない</u> 」を選択する。	入浴後に頭部をタオル等で拭く介助や、ベッド上で、頭を拭く行為などで代替して評価する。通常の整髪行為がある場合は、これらの行為を評価対象には含まない。
	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
2-10： 上衣の着脱	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
2-11： ズボンの着脱	(調査対象の行為自体が発生しない場合)「 <u>1.介助されていない</u> 」を選択する。	日頃、ズボンをはかない場合(浴衣形式の寝巻きなど)は、 <u>パンツやオムツの着脱の行為</u> で代替して評価する。通常のズボンの着脱行為がある場合は、これらの行為を評価対象には含まない。
	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
2-12： 外出頻度	・ 1回概ね30分以上の外出の頻度を評価。(自宅の庭も含む点を「特記事項の例」で明記)	・ 1回概ね30分以上、 <u>居住地の敷地外へ出る頻度を評価</u> 。徘徊や救急搬送は外出とは考えない。同一施設・敷地内のデイサービス、診療所等へ移動するこ

	<ul style="list-style-type: none"> 一定期間(調査日より概ね3ヶ月)の状況において、外出の頻度で選択する。 	<ul style="list-style-type: none"> とも外出とは考えない。 一定期間(調査日より概ね1ヶ月)の状況において、外出の頻度で選択する。過去1ヶ月の間に状態が大きく変化した場合は、変化した後の状況で選択を行うものとする。
--	---	--

第3群(認知機能)

	再改正前	再改正後
3-2: 毎日の日課を理解	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
3-3: 生年月日をいう	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
3-4: 短期記憶	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
3-5: 自分の名前をいう	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
3-6: 今の季節を理解	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
3-7: 場所の理解	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>

第4群(精神・行動障害)

	再改正前	再改正後
4-11: 物を壊したり、衣類を破いたりする	(実際に、物が壊れなくても破壊しようとする場合の選択基準) 規定なし。	実際に、物が壊れなくても破壊しようとする行動がみられる場合は評価する。
4-12: ひどい物忘れ	この物忘れによって、何らかの行動が起きていることをいう。	この物忘れによって、何らかの行動が起きているか、 <u>周囲の者が何らかの対応をとらなければならないような状況(火の不始末など)</u> をいう。電話の伝言をし忘れるといったような、単なる物忘れは含まない。周囲の者が何らかの対応をとらなければならないような状況については、実際に対応がとられているかどうかは選択基準には含まれないが、具体的な対応の状況について特記事項に記載する。

第5群(社会生活への適応)

	再改正前	再改正後
5-1: 薬の内服	(調査対象の行為自体が発生しない場合)「 <u>1.介助されていない</u> 」を選択する。 (経管栄養(胃ろう)の場合の取扱) <u>規定なし。</u>	(調査対象の行為自体が発生しない場合) 薬剤が処方された場合を想定し、適切な介助の方法を選択した上で、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。 経管栄養(胃ろうを含む)などのチューブから内服薬を注入する場合も含む。
	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>

	実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	
5-2 : 金銭の管理	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
5-5 : 買い物	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
5-6 : 簡単な調理	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>